

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 16 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 7 年 5 月 21 日 午前 9 時 15 分頃
2. 事故発生場所 熊取町 [REDACTED]
3. 相手方 和歌山県 [REDACTED]  
[REDACTED]
4. 事故の概要 環境課職員が、粗大ごみ排出サポート依頼者宅において公用車（2tトラック）を後退駐車させようとした際、目測を誤り公用車の荷台部分を、依頼者宅を訪問するため停車していた相手方の車両後部ドアに接触させ損傷を与えたもの。
5. 損害賠償額 239,250円